

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）

～ 30パーセントごみを減らそう！のだプラン ～

平成24年3月

野 田 市

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 基本計画策定の背景	1
第2節 計画の期間	1
第3節 本計画の位置付け	2
第4節 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の点検、見直し、評価	4
第2章 野田市の概況	5
第1節 人口動態	5
第2節 産業の概況	7
第3節 将来計画の概況	8
第3章 ごみ処理の現況と課題	9
第1節 国、県における減量目標値の設定状況	9
1. 廃棄物処理法における基本方針	9
2. 循環型社会形成推進基本計画	10
3. 千葉県廃棄物処理計画	11
第2節 野田市のごみ処理の現状	12
1. ごみ量の推移	12
2. ごみ組成の特徴	12
3. 本市のごみの流れ	13
4. 分別収集及び資源回収等	14
5. 収集・運搬方法	15
第3節 野田市におけるごみ処理の課題	16
1. 現行計画の評価	16
2. 本市におけるごみ処理の課題	18
第4章 ごみ処理基本計画	23
第1節 ごみ処理の基本方針	23
第2節 施策の体系	24
第3節 重点施策	27
1. 排出抑制	27
2. ごみ減量・リサイクルの推進	28
3. ごみ処理システムの整備・拡充	30
4. 環境保全意識の普及啓発	31

第4節 減量目標とごみ量の予測	33
1. 減量目標値の設定	33
2. 減量目標に基づくごみ量の予測	33
第5章 計画策定に当たっての留意事項	35
第1節 施策の実施体制	35
1. 市民・事業者・行政のパートナーシップの構築	35
2. 他の自治体との連携による広域支援体制	35
3. 災害対策体制の確立	35
4. 環境マネジメントシステムの導入	35
第2節 地球温暖化防止への配慮	35

資 料 編

【資料1】 ごみ発生量及び処理量の見込み（現状維持、減量化後）	資- 1
【資料2】 廃棄物行政の歩み	資-38
【資料3】 土地利用状況	資-43

第1章 基本的事項

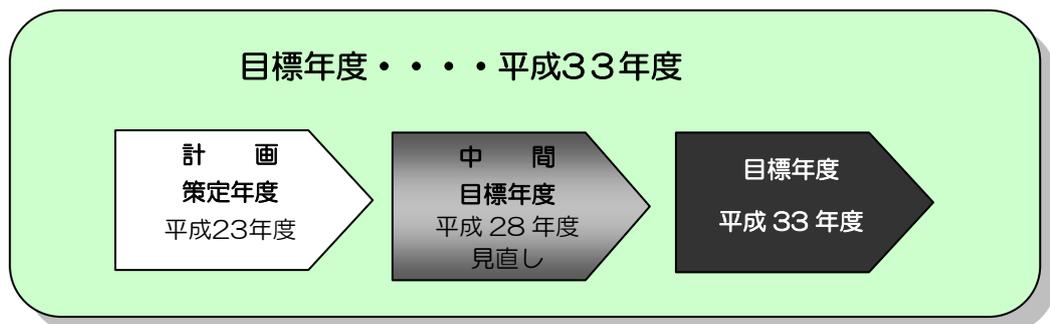
第1節 基本計画策定の背景

平成15年6月6日に旧野田市と旧関宿町が合併し、新たな野田市（以下「本市」という。）が誕生してから8年余りが経過しました。ごみ処理については、合併調整の結果、基本的に旧野田市のルールを旧関宿町に適用することとし、関宿地域は、合併以前と比べ、大幅なごみ減量を達成していますが、市域全体のごみ処理計画として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定を義務付けられている一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）については、統合はせず、両市町の計画を合わせて1つの計画として位置付けてきました。

しかし、新不燃物処理施設の建設が始まり、新清掃工場の建設が本市の喫緊の課題となっている中で、新たなごみ減量対策などの実施やごみ処理システムの見直しが必要となっていることから、平成23年8月に発足した、公募市民も加わった野田市新清掃工場建設候補地選定審議会における幅広い審議を経て、新たな「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定するものです。

第2節 計画の期間

計画期間は、平成24年度を初年度とし、10年後の平成33年度を目標年度とします。なお、社会変動などを踏まえておおむね5年ごとに改定することとされていることから、中間年度（平成28年度）において見直しを行います。



第3節 本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき策定されるものであり、その上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」を始め、各種リサイクル法などと整合を図り、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

また、本計画は、野田市総合計画及び野田市環境基本計画の下位計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有します。循環型社会形成に向けた法体系及び本市における一般廃棄物処理基本計画の位置付けを図 1-3-1、表 1-3-1 に本計画に関する法令の概要を示します。

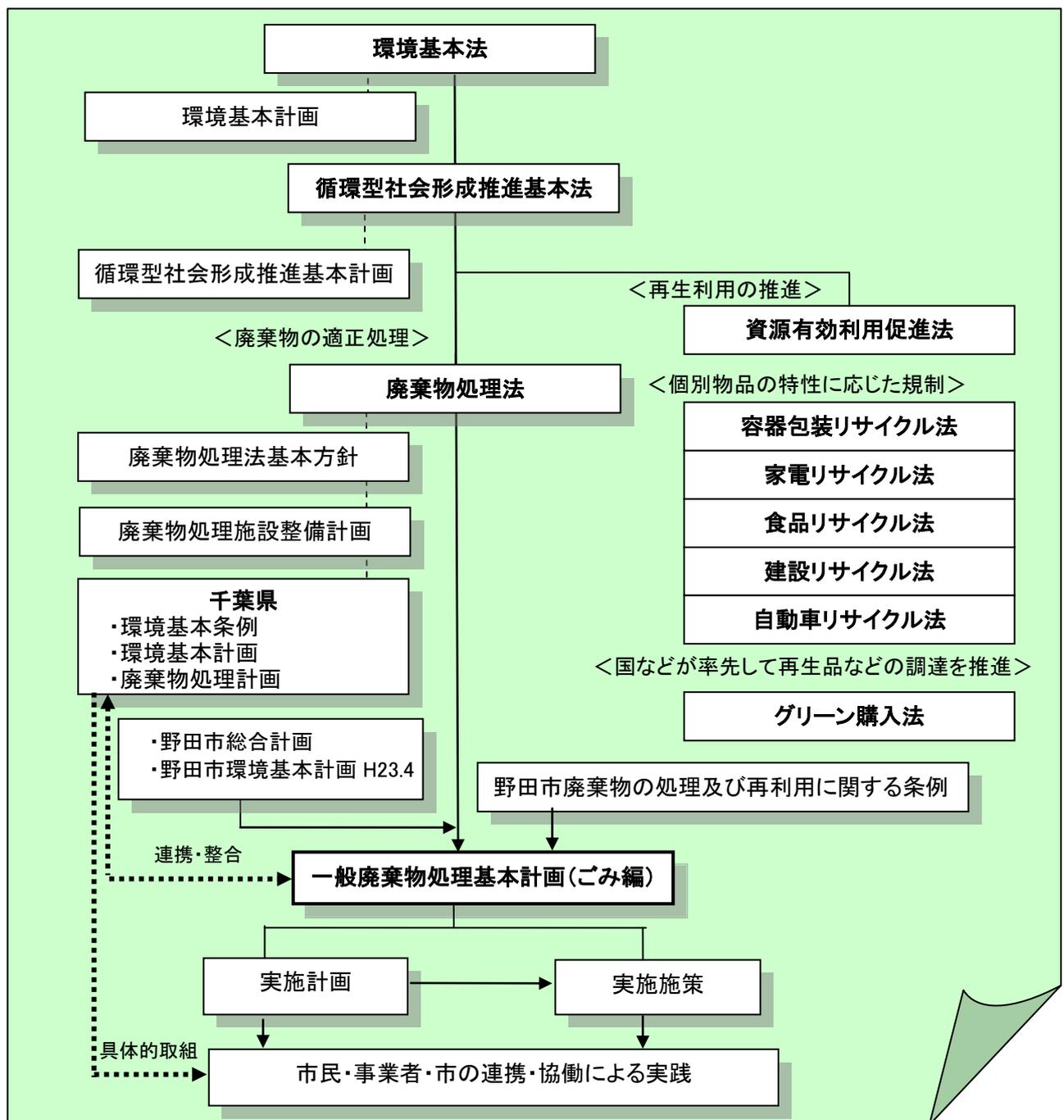


図 1-3-1 本計画と他の法令・計画との関係

表 1-3-1 本計画に関係する法令の概要

法令名称	制定年度	概 要
環境基本法	平成 5 年度	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成 12 年度	循環型社会の形成についての基本原則や国の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	昭和 45 年度	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生など）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	平成 3 年度	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者などの取組を中心に廃棄物の発生抑制、部品などの再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	平成 7 年度	家庭などから排出されるごみの大半（容積比約 60%）を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成 10 年度	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。当面、対象となる家電製品は当初、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成 21 年 4 月 1 日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加された。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	平成 12 年度	売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化などにより最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用などの促進を図る。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	平成 12 年度	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	平成 14 年度	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化などを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクルなどを図る。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	平成 12 年度	国などが率先して、再生品などの環境物品など、調達を推進し、情報提供その他の環境物品などへの需要の転換の促進を図る。

第4節 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の点検、見直し、評価

一般廃棄物処理基本計画は、資源循環に係わる様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。基本計画で定めた目標を達成するため、計画の各段階において進捗状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。

また、環境を取り巻く社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要です。

そのため、計画の進捗状況を施策ごとに毎年点検するものとします。

点検は、目標達成に向けた取組状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。

また、市民や事業者の取組や活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していきます。

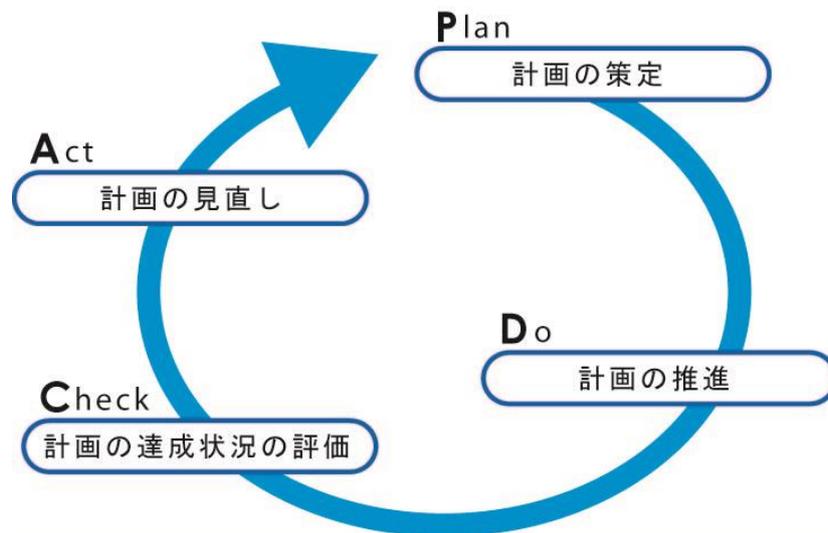


図 1-4-1 本計画におけるPDCA サイクル（イメージ図）

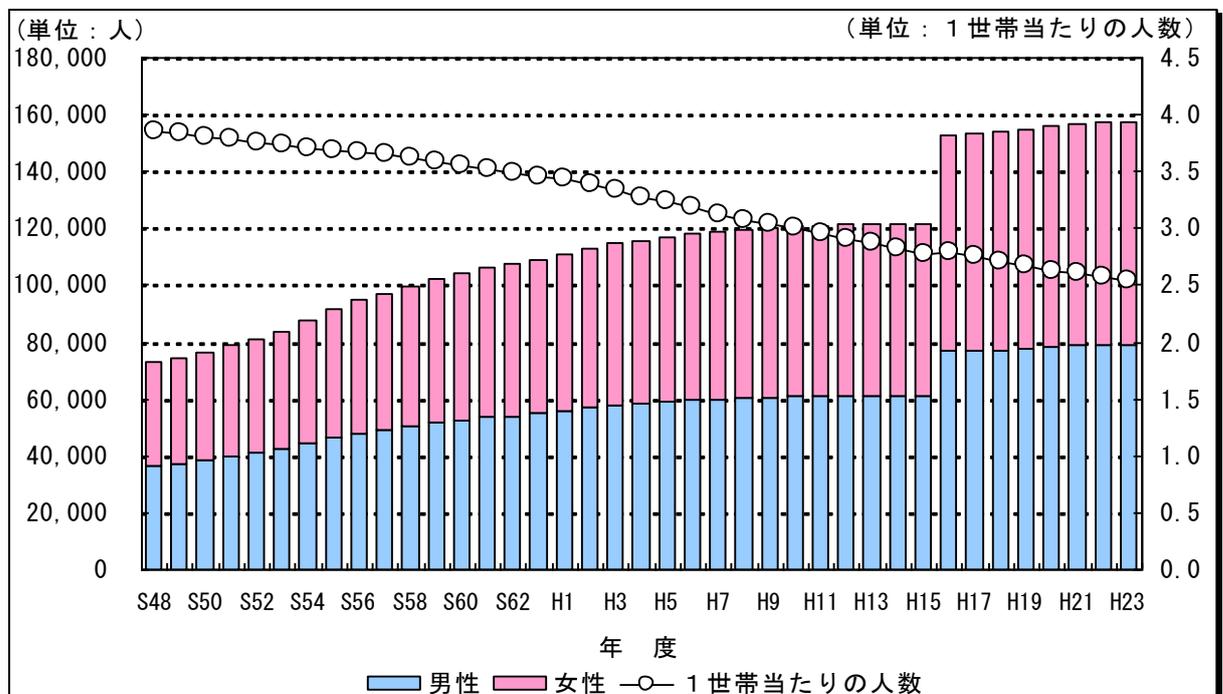
年度ごとの点検内容	
個別施策	計画全体
<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組（市民・事業者・行政） 進捗状況の点検 進捗状況の評価 次年度の目標と課題 	<ul style="list-style-type: none"> 各施策間の調整 重点施策などの検討 関連事業、計画との連携 国、県、近隣市町との連携

第2章 野田市の概況

第1節 人口動態

本市における人口の推移を図2-1-1に示します。本市の人口は、右肩上がりで推移してきており、平成15年6月6日には旧野田市と旧関宿町が合併したことにより、15万人を超えました。

しかしながら、1世帯当たりの人数は年々減少し、少子化・高齢化が進んでいるため、将来的にも従来のような増加傾向での推移は考えにくくなっています。それらを踏まえ、本計画の上位計画『野田市総合計画（新市建設計画）』においては、平成27年（2015年）の将来人口の基本値を約15万6千人と設定しています。ただし、平成23年4月1日の人口である157,033人はこの値を若干ですが上回っていることから、本計画の将来人口としては、現時点の横ばいの人口で推移するものとします。



資料：市民課

図2-1-1 本市における人口の推移

注：昭和48年～61年は住民基本台帳による。昭和62年からは住民基本台帳及び外国人登録者数の各年4月1日付け人口を示しています。ただし、平成23年は12月1日現在の人口です。

年齢別人口を図 2-1-2 に示します。平成 22 年度における本市の年齢別人口では、男女ともに 60～64 歳が最も多くなっています。

また、0～14 歳までの年少人口は市全体の約 13.2%、15～64 歳までの生産年齢人口が約 64.9%となっていますが、65 歳以上の老年人口は 21.9%を超えています。

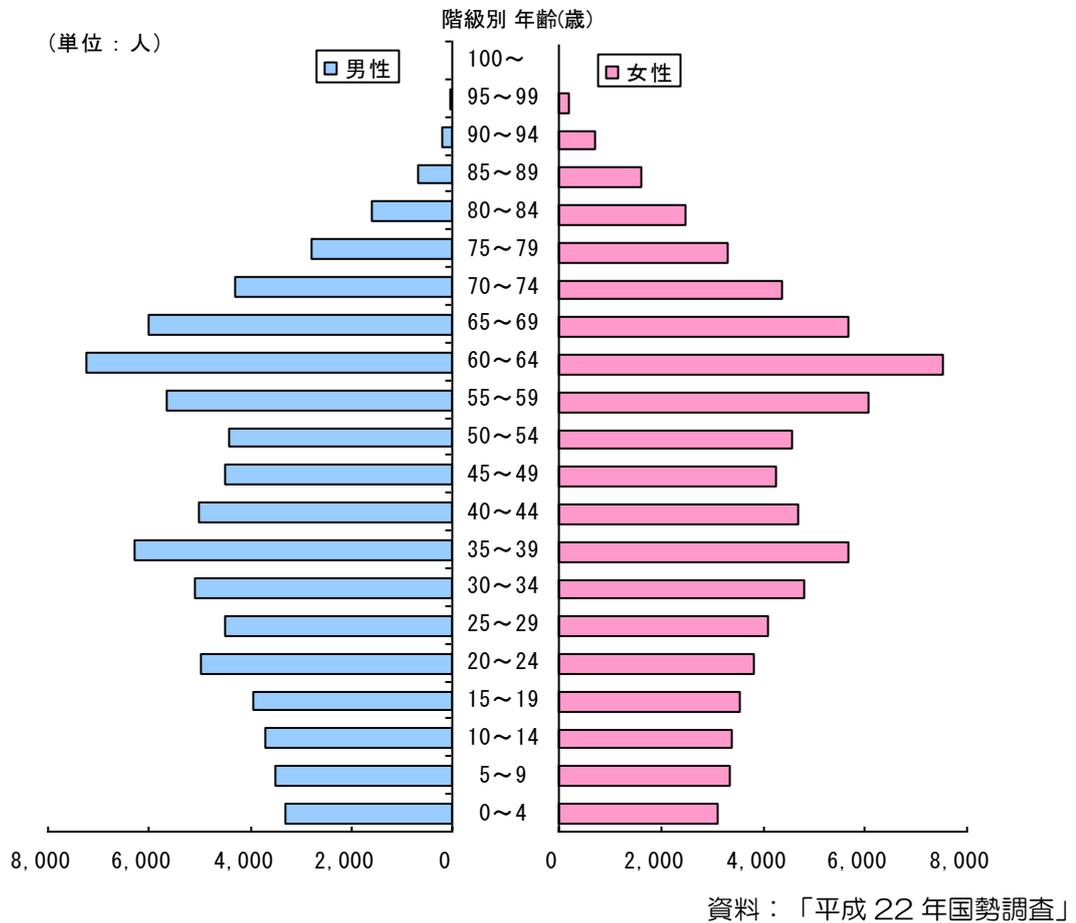


図 2-1-2 本市における年齢別人口（平成 22 年度）※

※ 年齢不詳は含まず。

第2節 産業の概況

本市の産業別事業所数と従業者数を表 2-2-1 に示します。

本市においては、長い歴史と伝統を有する醤油醸造業及びその関連産業が野田市駅周辺で発展し、多くの工場が稼働しています。また、国道 16 号線沿いの中里、南部、野田工業団地では金属・機械製造を中心として発展してきており、製造業の割合が比較的高くなっています。さらに、低地部の農地利用では水稻を中心とした作付けが行われており、台地部では、枝豆やほうれん草などの野菜類を中心とした農業が営まれています。しかし、近年の高齢化に伴う後継者不足などにより、耕作放棄地が拡大しつつあることから、第一次産業の割合は低くなっています。

また、7割を占める第三次産業では、卸売業・小売業が 20.2%、次いで運輸業・郵便業が 12.5% となっていますが、郊外型・沿道型の大型店の立地が進み、中心市街地で店舗の老朽化や後継者問題、駐車場不足などにより商業を取り巻く環境は厳しくなっています。

表 2-2-1 本市における産業別事業所数と従業者数の概要

産業分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第 一 次 産 業	17	204	0.3
農林漁業	17	204	0.3
第 二 次 産 業	1,356	16,554	27.9
製造業	675	12,878	21.7
建設業	680	3,674	6.2
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	0.0
第 三 次 産 業	3,995	41,585	70.1
卸売業、小売業	1,363	12,025	20.2
運輸業、郵便業	243	7,420	12.5
医療、福祉	299	5,026	8.5
宿泊業、飲食サービス業	536	4,371	7.4
教育、学習支援業	190	3,566	6.0
生活関連サービス業、娯楽業	495	2,986	5.0
その他	310	2,782	4.7
学術研究、専門・技術サービス業	160	1,115	1.9
不動産業、物品賃貸業	291	979	1.6
金融業、保険業	50	635	1.1
他の営利事業	29	346	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	9	177	0.3
情報通信業	20	157	0.3
公 務	25	1,031	1.7
合 計	5,393	59,374	100.0

資料：「経済センサス基礎調査」(H23.6.3 確報集計結果)
注：事業内容が不詳の事業所は含まず。

第3節 将来計画の概況

本市では、ごみの分別収集等を通じて、廃棄物の減量化・リサイクル化について、これまでも着実に成果をあげてきました。快適で安全な野田市を実現するためには、引き続き、廃棄物を適正に処理する必要があります。今後も、効果的な情報提供、市民の意識啓発の促進、分別収集の徹底、焼却灰のより安全な再利用方法等を通じ循環型社会の構築に向け、その充実を図るとともに、適切な施設整備を推進します。

廃棄物の安定的で適正な処理を行うためには、一般廃棄物最終処分場が不可欠ですが、周囲を河川に囲まれ優良農地が多く存在している野田市においては、その確保が困難な状況であります。

現在、市外の一般廃棄物最終処分場に依存しており、その残余容量も逼迫しているため、廃棄物処理における清掃工場の重要性は極めて高く、したがって、今後も引き続き施設整備の在り方など対応策を幅広く検討します。

新不燃物処理施設を建設し、不燃ごみ中の資源物の回収により徹底した資源化に努めます。また、不燃物処理施設における知的障がい者の雇用に配慮します。

市民には、廃棄物処理施設が健康な生活を支える重要な基盤であることへの理解が期待されます。

第3章 ごみ処理の現況と課題

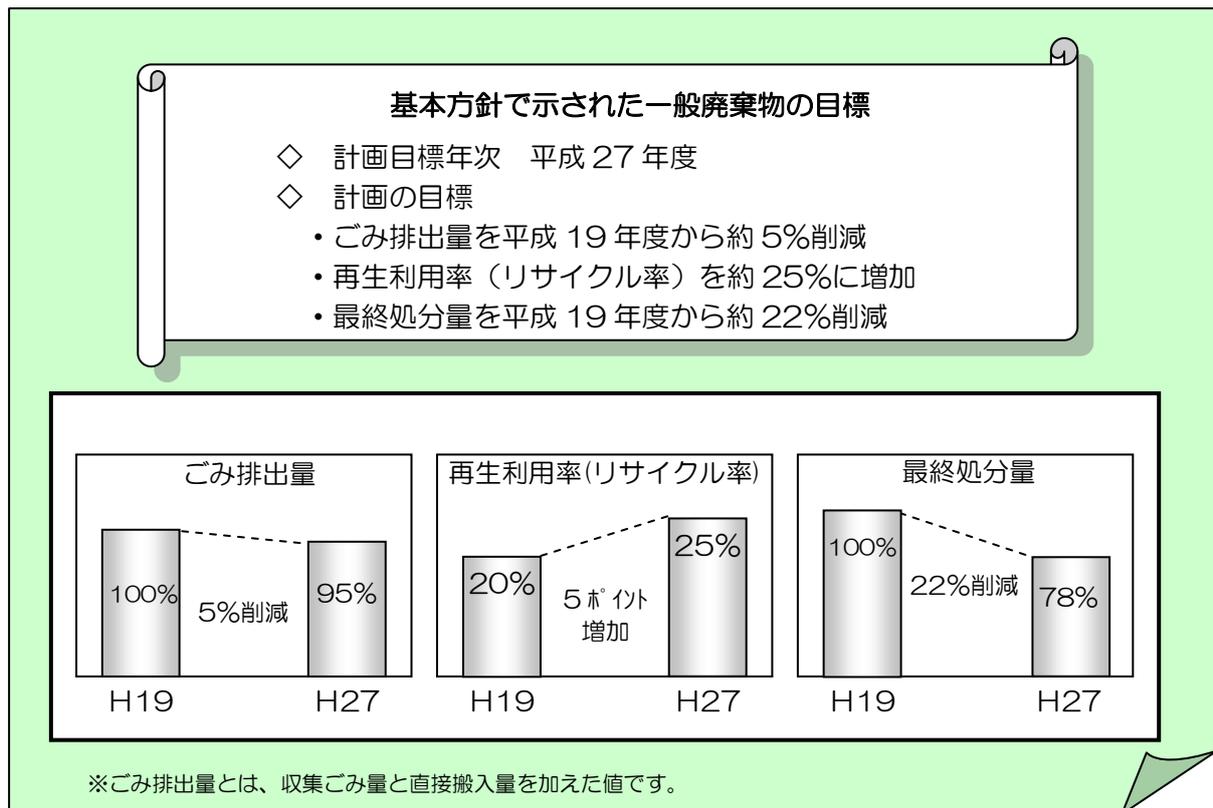
第1節 国、県における減量目標値の設定状況

1. 廃棄物処理法における基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき環境大臣が定める基本方針が平成13年5月に告示、平成22年12月に変更され平成22年度以降の廃棄物の減量化の目標などが定められました。

近年、世界的な資源制約の顕在化や地球環境問題への対応が急務となっており、新たな基本方針では、今日的な状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があること、またその際、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより、一層つながるものになるとしています。

このような循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標として、以下のような数値目標が掲げられています。



2. 循環型社会形成推進基本計画

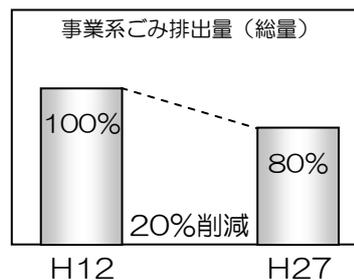
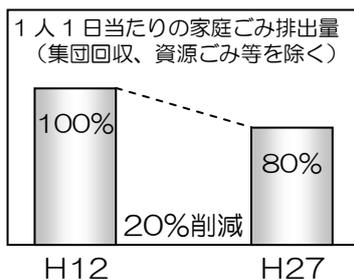
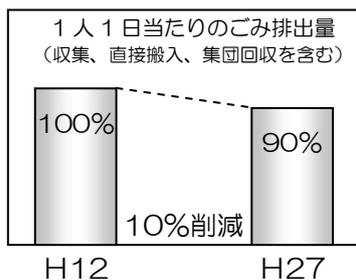
循環型社会形成推進基本法（平成12年 法律第110号）が制定されたことを受け、平成15年3月に循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

その後、これまでの取組成果や目標達成の進捗状況、世界的な資源制約、地球温暖化を始めとする環境問題への対応などの社会経済情勢の変化を踏まえ、平成20年3月に第2次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

第2次循環型社会形成推進基本計画では、環境保全が人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題であることを踏まえ、前計画の内容の充実・強化を図り、循環型社会の構築を一層推進するための各主体の取組や具体的な数値目標が設定されています。

循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取組目標

- ◇ 計画目標の設定（平成12年度～平成27年度）
 - ・ 約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約50%の人たちが具体的に行動
 - ・ 1人1日当たりのごみ排出量の約10%削減
 - ・ 資源回収されるものを除いた1人1日当たり家庭から排出するごみの量の約20%削減
 - ・ 事業系ごみ排出量（総量）の約20%削減
 - ・ 地方公共団体、上場企業等のグリーン購入の推進

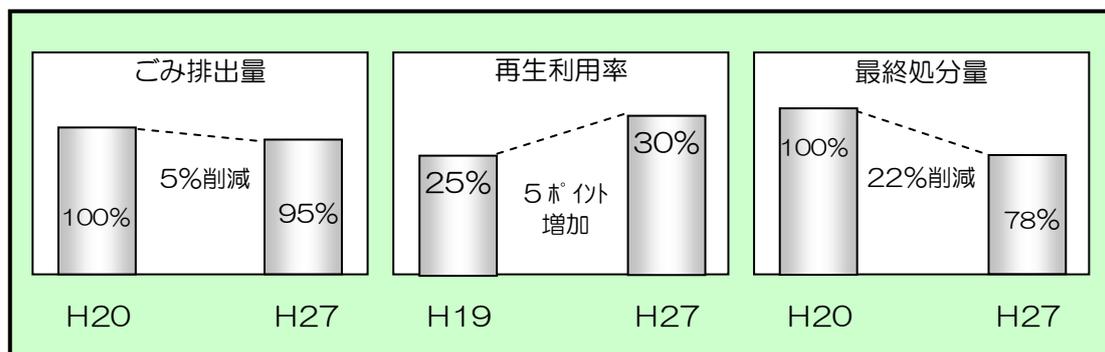


3. 千葉県廃棄物処理計画

千葉県では、平成23年3月に「千葉県廃棄物処理計画」を策定しています。

この計画では、不法投棄などの諸課題への対処を図りつつ、「もの」を大切に、持続可能な資源循環型社会への転換をさらに進めていくため、一般廃棄物と産業廃棄物について、それぞれごみ排出量、再生利用率、最終処分量の目標を設定し施策を策定しています。

このうち、一般廃棄物についての目標値は、以下のとおりとなっています。



これらの目標を達成するために、3R※の推進を展開し、新たなライフスタイルへの転換や市町村との連携の強化に努めるとともに、資源循環の基盤となる産業づくりを促進します。それでも発生する廃棄物については、適正な処理を確保していく必要があります。

※3Rとは、(リデュース:Reduce)、(リユース:Reuse)、(リサイクル:Recycle)の頭文字を表しています。優先順位として、まず「ごみ」の発生抑制(リデュース:Reduce)を図り、続いて「ごみ」にせず再使用する(リユース:Reuse)、さらにどうしても「ごみ」として排出するものについては分別排出により再資源化する(リサイクル:Recycle)となります。

第2節 野田市のごみ処理の現状

1. ごみ量の推移

本市の1人1日当たりの排出量（排出原単位）は、平成7年度の指定ごみ袋制度の導入時に大幅な減少を示し、平成15年6月の関宿町との合併後も年々減少傾向にあります。近年、その傾向は鈍化していますが、収集したごみと、処理施設に



図 3-2-1 ごみ量の推移

持ち込まれたごみの総排出量は、平成18年度から連続で減少しています。

2. ごみ組成の特徴

本市のごみ質は、紙類の組成割合（乾基準）が約46%と最も高いことと、水分の割合が約54%（千葉県内焼却施設の平均値49%）と高いことが特徴です。さらに、排出時のごみ組成（湿基準）としては厨芥類などが非常に多く、その水分が紙ごみにしみ込み保持されているものと考えられます。現状では、処理量の半分以上を占める水分を蒸発処理するために多量の灯油などのエネルギーを消費しています。こうしたことから、厨芥類の水切りの徹底と紙類の削減は、大幅なごみ減量に繋がるとともに、ごみ中の水分量の低減効果も期待できます。これらの本市のごみ質の特徴を踏まえ、生ごみ（水分を含む）と紙類の減量に重点的に取り組む必要があります。

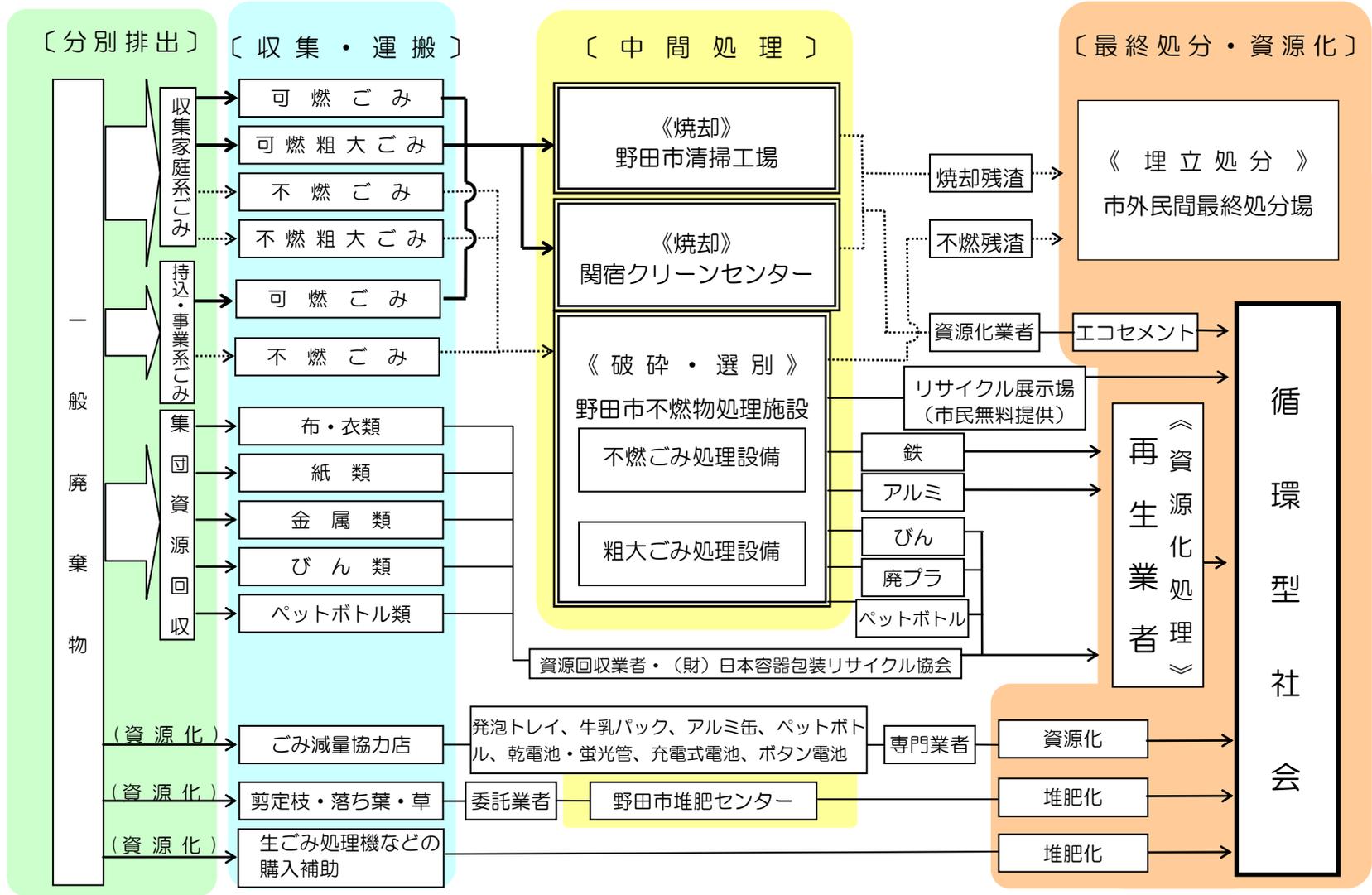
表 3-2-1 現状の平均ごみ種類組成の推計結果（乾基準）

		野田地域	関宿地域	野田市平均
比重	(kg/l)	0.217	0.268	0.226
全水分	(%)	53.7	57.4	54.4
全灰分	(%)	6.0	6.1	6.0
可燃分	(%)	40.3	36.5	39.6
ごみ組成 (乾基準) (%)	紙類	45.1	48.4	45.8
	厨芥類	15.9	17.6	16.2
	布類	6.1	5.0	5.9
	草木類	10.8	7.1	10.1
	プラスチック類	13.4	10.2	12.8
	ゴム類	0.6	0.3	0.5
	その他	4.7	8.4	5.4
	金属類	1.2	0.7	1.1
	ガラス類	0.3	0.4	0.3
	セトモノ・石・砂	1.9	1.9	1.9
不燃物混入率*	(%)	17.4	13.5	16.6
平成22年度人口(4月1日)	(人)	127,888	29,145	157,033

※不燃物混入率：不燃物（プラスチック類、ゴム類、金属類、ガラス類、セトモノ・石・砂）の割合（乾基準）

3. 本市のごみの流れ

本市のごみ処理の流れを図 3-2-2 に示します。



※野田市不燃物処理施設は、平成 25 年 4 月稼働予定

図 3-2-2 ごみ処理フロー図 (平成 23 年度)

4. 分別収集及び資源回収等

(1) ごみの種類による区分

ごみの区分については、適正かつ効率的・経済的な中間処理を実施するため、処理方法から「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源物（剪定枝などを含む）」及び「有害ごみ」に区分しています。本市におけるごみの分別品目及び収集頻度を表 3-2-2 に示します。

表 3-2-2 ごみの分別区分、収集頻度及び排出方法(平成 23 年 4 月現在)

区分	品目	対象となるごみ	収集頻度	排出方法
可燃ごみ	可燃物	生ごみ、紙くず、紙おむつ、ペット用トイレシート又はトイレ砂、貝殻、紙コップ、ラップの芯、石けん、本革製品など	週 2 回	指定ごみ袋
不燃ごみ	不燃物	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック類 ・ガラス類 ・陶磁器類 ・ゴム製品類 ・小型家電製品 ・ビニール類 ・ラップ類 ・トレイ類 ・その他(使い捨てカイロ、水着、工作などで切断されたペットボトルなど) 	週 1 回	指定ごみ袋
粗大ごみ	基準を超える大きさのごみ	1 辺が 40cm 以上のもの、又は 3 辺(縦+横+高さ)の合計が 90cm 以上のもの	随時(申込) 自己搬入	粗大ごみ処理券 自己搬入
資源物	紙類	新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック(牛乳・ジュースなどで内側にアルミなどが使われていないもの)、雑紙(雑誌・包装紙・紙袋・名刺など)	月 1~2 回 集団資源回収 (団体により 収集頻度が 異なる)	ひもで縛る 紙袋
	びん類	ジュース・酒などの飲料用びん、ジャムや調味料類のびん、コーヒーなどの嗜好品用びん		回収容器
	ペットボトル類	飲料、酒、みりん、醤油、めんつゆ、食酢・調味酢、ノンオイルドレッシングの入っていたペットボトル容器(キャップを除く)		回収容器
	金属類	飲料水のアルミ缶、スチール缶、缶詰の缶、菓子などの入っていた缶、油や塗料の入っていた缶、スプレー缶、やかん、なべ、釜、金属トタン板、トースター、自転車、石油ストーブ、ガスレンジ、ファンヒーター、電子レンジ、鉄くず、非鉄金属くずなど		回収容器
	布・衣類	布(毛布、タオルケット、シーツ、カーテンなど)、衣類(ボロシャツ、ブラウス、ワイシャツ、ズボン、スカートなど)		ひもで縛る
	剪定枝など	市内から発生する剪定枝、落ち葉・草など		随時(申込) 自己搬入
有害ごみ	有害物質を含むごみ	乾電池、蛍光管など	拠点回収	自己搬入

(2) 収集・処理できないごみ

紙くず・木くず・市内の個人居宅の解体に伴う木材（書類により確認できたもののみ）以外の産業廃棄物や、家電リサイクル法の対象品目（冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、テレビ〈ブラウン管式、液晶式、プラズマ式〉、エアコン）、資源有効利用促進法の対象物（パソコン）、特別管理一般廃棄物に指定されている感染性廃棄物及び適正処理困難物（廃タイヤ、消火器、車両用バッテリー、廃スプリング入りマットレスなど）については、本市施設では処理できないことから収集や受入れを行っていません。

5. 収集・運搬方法

ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、野田市全域を対象とし、地域的な偏りのない、効率的で適切な収集体制を構築し、それを維持することにより市民サービスの向上を図っています。

また、ごみの収集・運搬は、ごみステーション（集積所）方式を基本とし、直営又は委託により表 3-2-3 に示すように行っていますが、3Rの推進及び新不燃物処理施設、新清掃工場の整備に伴い、収集運搬体制の見直しが必要となります。

なお、老年人口の増加、老人単身世帯の増加により、平成 16 年 7 月からごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方を対象とした戸別収集サービス（野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業）を実施しています。

表 3-2-3 収集運搬体制

項目	排出方法	収集形態	収集頻度	収集主体
可燃ごみ	指定ごみ袋	ステーション収集	週 2 回	市（直営・委託）
不燃ごみ	指定ごみ袋	ステーション収集	週 1 回	市（直営・委託）
粗大ごみ	粗大ごみ処理券貼付	戸別回収	申込制	委託業者
有害ごみ	指定なし	拠点回収	個別持込	委託業者
資源物	指定なし	拠点回収	月 1～2 回	委託業者

第3節 野田市におけるごみ処理の課題

1. 現行計画の評価

平成14年3月に策定された現行計画の『野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）』に掲げられた数値目標に対して実績は、次のとおりです。

平成19年度における野田地域の実績と現行計画における目標値を比較すると家庭系処理対象ごみでは、目標値に対して2,703tの大幅減となりました。事業系処理対象ごみについては、912t超過しており、目標を達成できませんでした。処理対象ごみ合計では、1,791tの減となり目標値を達成しています。

区 分	平成19年度 単純将来予測値	平成19年度 将来目標値	平成19年度 実績値	評 価
家庭系処理対象ごみ	24,880 t	22,939 t	20,236 t	達 成
事業系処理対象ごみ	12,063 t	10,410 t	11,322 t	未達成
処理対象ごみ合計	36,943 t	33,349 t	31,558 t	達 成

単純将来予測値：現状の状況・状態が将来も続くとした場合における予測値

将来目標値：将来達成したいとする値

ハッチ部は、平成19年度における実績値が将来目標値を未達成

《1人1日当たりの排出量に換算した推計値の比較》

現行計画では、平成19年度における将来人口を14万人と想定していたため過大な推計になっています。そこで、平成19年度の野田地域の人口実績である125,803人を用いて1人1日当たりの排出量（排出原単位）に換算した上で比較を行いました。

その結果、家庭系処理対象ごみ量のみは、平成19年度における目標値に対して10g少なく、目標を達成しています。しかし、事業系処理対象ごみ及び処理対象ごみ合計については、それぞれ42g、32g目標値を超過しました。

区 分	平成19年度 単純将来予測値	削減率	平成19年度 将来目標値	平成19年度 実績値	評 価
家庭系処理対象ごみ	487g/人・日	7.8%	449g/人・日	439g/人・日	達 成
事業系処理対象ごみ	236g/人・日	13.6%	204g/人・日	246g/人・日	未達成
処理対象ごみ合計	723g/人・日	9.7%	653g/人・日	685g/人・日	未達成

削減率：平成19年度単純将来予測値に対する将来目標値の削減割合

ハッチ部は、平成19年度における実績値が将来目標値を未達成

《まとめ》

平成 19 年度における実績値と目標値の比較結果から、事業系処理対象ごみについては、総排出量及び 1 人 1 日当たりの排出量ともに目標値を達成しておらず、早急に対応策を講じる必要があります。

また、家庭系処理対象ごみは目標値を達成しているものの、わずか 10g であり、更なる減量対策の検討が必要と考えられます。

処理対象ごみ合計についても、総排出量では達成しているものの、1 人 1 日当たりの排出量で見ると事業系ごみの影響で目標値を達成していないことから、対応策の検討が必要です。

なお、旧関宿町の【一般廃棄物処理基本計画 平成 10 年 3 月 関宿町】においては、数値目標の設定はありません。

2. 本市におけるごみ処理の課題

(1) 可燃ごみ中の水分及び紙類の削減対策

本市のごみ中の水分量を図 3-3-1 に示します。千葉県内の他市におけるごみ質調査結果^{※1}の水分量の平均値は 49%ですが、本市の平均水分量は 54%と高いことが特徴となっています。

図 3-3-2 は、組成ごとの水分量を設定して湿基準を推計したのですが、これから明らかになるように、水分が高い要因は、厨芥類によるものと考えられます。家庭からの排出時の生ごみの水きりは、非常に簡単な減量方法であり、市民一人一人の行動により大きな成果が期待できるものです。より効果的な市民への啓発方法の検討を行う必要があります。

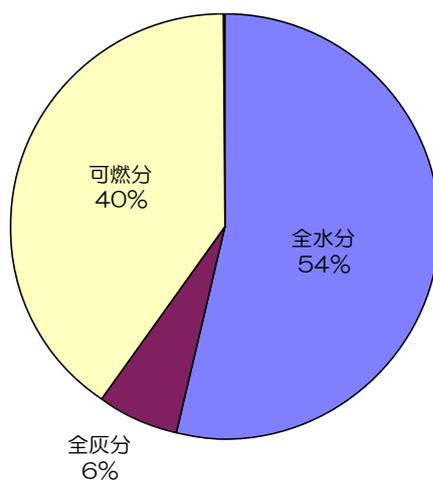


図 3-3-1 本市のごみの 3 成分^{※2}

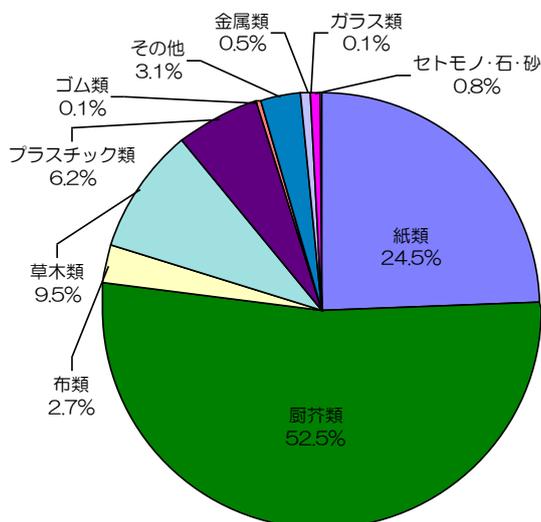


図 3-3-2 本市の湿基準のごみ組成（推計）

※1 環境省 HP 千葉県内焼却処理施設データ（H21）

※2 野田地域及び関宿地域における平均ごみ種類組成を用いて、平成 22 年度の各地域人口の加重平均

(2) 紙類の資源回収効率の向上

可燃ごみの中に、紙類が多く含まれている背景としては、本来、資源となるべき雑紙の混入や、個人情報などを他人に知られたくないという理由から、やむを得ず、可燃ごみとして排出されていると推定されます。

紙類の減量・リサイクルの促進のためには、資源としての回収効率の向上と合わせて、よりきめ細やかな分別排出の仕方についての周知が必要です。



図 3-3-3 資源物量推移 (排出原単位)

(3) 市民意識の向上

1) 分別の徹底

本市では「野田市のごみの出し方・資源の出し方」を全戸に配布して、分別の徹底及び集団資源回収への協力を求めています。可燃ごみ中には、資源となるべき紙が、45.8%含まれており、不燃ごみも16.6%含まれていることから、市民による排出時の分別の徹底が十分ではないと考えられます。分別の徹底を図るためには、市民意識の向上が欠かせませんが、そのためには、市民のライフスタイルも変化していることから、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の見直しも必要です。

2) リサイクルフェア等再利用活動の活性化

毎年「産業祭」に合わせて実施しているリサイクルフェアでは、市民から提供された書籍を古本市として無償配布するとともに寄附金の募集を行い、市民によるフリーマーケットの開催や、市内小学校4年生によるポスターの展示、表彰を行っています。しかし、主要事業の古本市では市民の提供による書籍数は、平成15年度の約39,000冊をピークに年々減少しています。古本の減少については、リサイクル店舗などの民間市場へ流れていることも一つの原因と考えられますが、リサイクルフェアによる一定の啓発効果もあることから、状況の変化に応じた内容やPR方法の検討を行い、リサイクルフェアの内容の充実を図る必要があります。

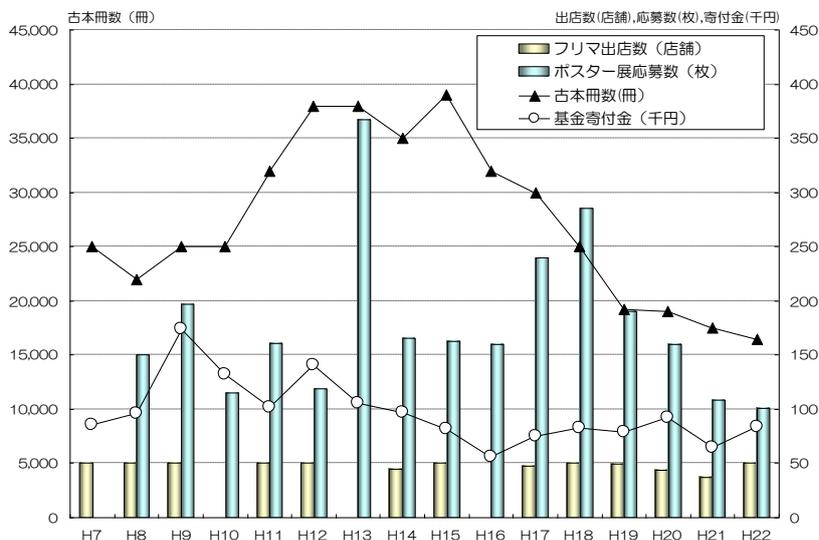


図 3-3-4 リサイクルフェアの利用状況

(4) 市民同士の連携効果

廃棄物減量等推進員を中心としたごみ減量に関する活動を進める上で、多くの自治会では廃棄物減量等推進員との連携・協力が図られているものの、自治会は任意組織であるため、現状では、両者の活動を画一的に結びつけることは難しい状況です。しかしながら、両者の連携によるごみ減量効果は、非常に大きな成果を期待されていることから、その連携の強化を図る必要があります。

(5) 事業系ごみの発生抑制対策

家庭系ごみについては、平成7年度に実施した指定ごみ袋制度などの諸施策によって大幅に減量化・再資源化が進んだのに対して、事業系ごみは、変動はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。近年の傾向では景気の悪化と相まって若干の減少傾向も見られますが、現行計画でも、目標達成がされていないため、更なる努力が必要です。今後は、事業系ごみの減量化・再資源化の促進に向けてより具体的な施策の実施が必要です。

事業活動に伴って発生するごみ（資源物を含む）については、事業者自らが処理する責任（排出事業者責任）があることから、その意識を喚起する必要があります。事業用大規模建築物の所有者に対しては、廃棄物の減量に関する計画の策定とその実行の義務付けなどの施策を実施してきましたが、届出率が低く、効果が上がっていないことから、実効性を担保するため、計画書提出の徹底など、施策の見直しをする必要があります。

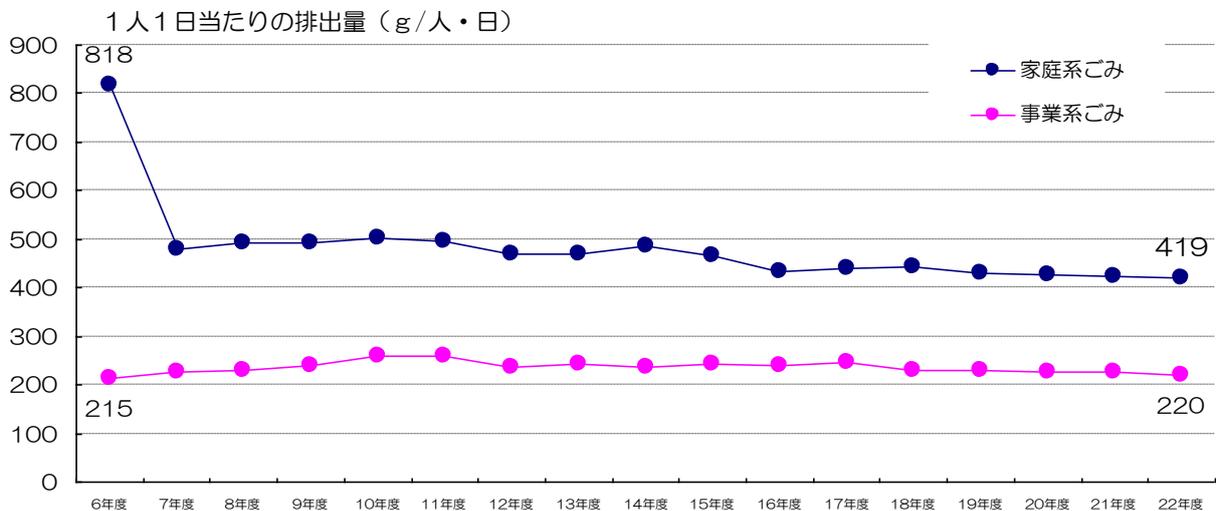


図 3-3-5 1人1日当たりの排出量（排出原単位）の推移

(6) 新清掃工場及び新不燃物処理施設の建設

本市は、野田市清掃工場と関宿クリーンセンターの2カ所で可燃ごみの焼却処理を行っています。内、関宿クリーンセンターは地元との和解により稼働期限が平成26年7月までとなっています。一方、野田市清掃工場についても老朽化による建替えが早晚必要な状態です。

一般廃棄物の処理は、自区内で完結することが基本であることから、両者を一体整備する新清掃工場を市内に建設することは、市の喫緊の課題です。なお、新清掃工場については、用地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境保全対策の徹底を図る必要があります。

これまで稼働していた不燃物処理施設は、地元自治会との和解により平成22年3月に稼働停止したことから、不燃ごみ仮置き場に搬入した上で、民間処理業者により資源化及び埋立処分を行っており、平成25年4月の稼働に向けて、新不燃物処理施設の整備を進めています。

(7) 最終処分場の確保

一般廃棄物の自区内処理を進める上で、最終処分場は必要不可欠な施設です。市では最終処分場の確保に努めてきましたが、適地の確保が困難な状況にあります。そのため、本市の最終処分場は、平成元年より、他市の民間処分場に依存している状況にあります。今後とも、本市における最終処分場の確保は、重要な課題です。

(8) 家庭系生ごみ堆肥化装置の導入促進

家庭から排出される生ごみの減量化を目的として、平成10年度以降、生ごみ堆肥化装置購入助成金制度を実施しています。表3-3-1に示すとおり平成22年度末時点では、コンポスト、機械式生ごみ処理機を合わせた約3,000台が導入されていますが、平成10年度には年間300件以上あった導入件数が、平成22年度では133件にとどまっています。

生ごみ堆肥化装置は、可燃ごみ中で最も大きな割合を占める厨芥類を、家庭からの排出段階で減量・リサイクルできる機器です。家庭系処理対象ごみの減量化に大きな効果が期待されることから、更なる導入促進を図るための取組が必要です。

表3-3-1 堆肥化装置購入申請件数

種別 年度	堆肥化装置購入申請件数		
	コンポスト	機械式	合計数
10年度	182	127	309
11年度	185	140	325
12年度	158	110	268
13年度	79	120	199
14年度	88	86	174
15年度	166	118	284
16年度	111	131	242
17年度	97	153	250
18年度	92	157	249
19年度	100	130	230
20年度	127	96	223
21年度	104	93	197
22年度	63	70	133
合計	1,552	1,531	3,083

ハッチ部は、購入申請件数の最大

(9) 堆肥化施設の整備・拡充

近年、生ごみの堆肥化施設を整備し、資源化している自治体もあります。本市では、剪定枝などについて、堆肥化施設において資源化を図っていますが、生ごみについても堆肥化施設の整備を検討する必要があります。

(10) リサイクル展示場の利用促進

平成7年から粗大ごみの減量化と市民に対する啓発のため、戸別収集した粗大ごみから再使用可能なものについてリサイクル展示場で無償提供を行っていますが、その再使用率が、ここ5年間では14%前後で推移しており、増加傾向は見られません。平成22年度の粗大ごみ排出量は増加していますが、再生利用率はわずかながら減少しています。リサイクル展示場への来場者の減少に伴い、申し込み件数も大きく減少しており、利用促進のための方策を検討する必要があります。

(11) 不法投棄の撲滅

不法投棄対策としては、廃棄物減量等推進員の協力によるパトロール、委託業者による巡回、24時間電話通報制度、関係地権者へ下草刈りや防護柵の設置など土地管理の強化要請、不法投棄防止看板の設置など、様々な対策を実施しています。しかし、平成22年度には市内の不法投棄で、市施設に搬入にされたものだけでも141.36tにもなります。

不法投棄の撲滅は、街の美化や環境保全の観点からも、重要な課題であり対策を強化する必要があります。

また、散乱ごみである空き缶などについては、回収場所の確保も必要なため、環境教育の一環として設置している空き缶回収機について、その設置場所を変更することにより、散乱ごみ対策としても有効であるかの検討を行うことも必要です。

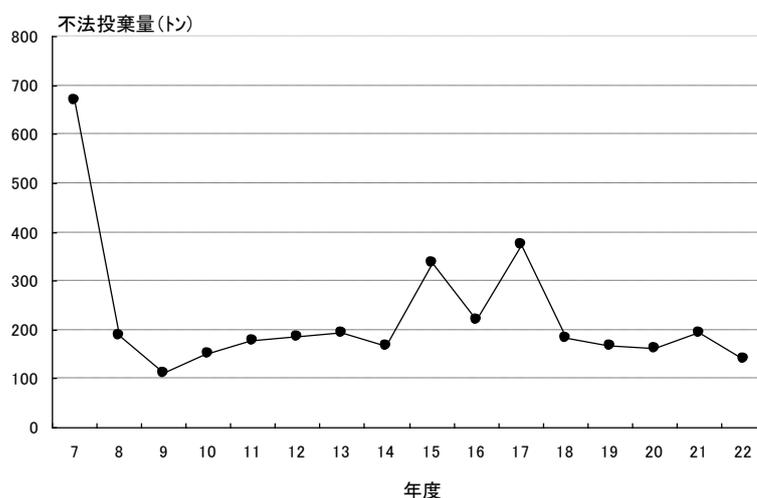


図 3-3-6 不法投棄量の推移

(12) 高齢者世帯などに対する配慮

家庭から排出されるごみなどを、ごみ集積所へ出すことが困難な高齢者、障がい者などに対し、安否の確認を行いながら戸別収集することで、高齢者、障がい者などが在宅での生活が維持できるよう支援し、福祉の増進を図っています。地域の高齢化が進むなか、その必要性は更に向上しています。今後は更に地域コミュニティとの連携を図りつつ、より効果的な方法について検討が必要です。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本方針

私たちは、これまで、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた経済発展により、便利で豊かな生活を享受してきましたが、同時に自然環境に対して大きな負荷をかけることになり、地球温暖化などの問題を引き起こすこととなりました。豊かな自然環境を維持するためには、環境に優しい社会の形成が急務ですが、その中でもごみ問題の解決は差し迫った課題であり、資源を有効に活用する、「循環型社会^{※1}」への更なる推進を図っていくことが不可欠です。

元来、ごみ処理はごみを排出する人が自分自身で責任をもって処理・処分することが原則です（原点処理の原則）。しかし、原点処理は、時間的にも経費的にも非効率であることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一般廃棄物の処理を自治体の責務として自治体に行わせることとしています。

本市では、平成7年度に指定ごみ袋制度を導入し、市民の理解と協力により、大幅なごみ減量を達成するとともに、その後もリサイクルや資源の有効利用に向けて先駆的な取組を行ってきました。しかしながら、経済社会活動の複雑多様化に伴い、単なる量的な問題のみではなく廃棄物の種類や質の多様化も進んでおり、本市においても、ごみ減量施策の効果がはっきりしない状況にあります。

このため、市民、事業者、行政の3者が各々の役割を見直し、3者が協働して新たなごみ減量施策を展開することが急務となっています。

そこで、本市においては基本方針を『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』と定め市民・事業者・行政が協働・連携を強化し、パートナーシップの維持と更なる発展に努め、循環型社会への更なる推進を図ります。

基本方針
～市民・事業者・行政の協働による～
循環型社会への更なる推進

なお、本計画はごみ処理に関する基本的な事項について定めるものであり、各施策の具体的な実施手順や方法については、個別の実施計画をもって決定し実施します。

※1 循環型社会とは「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」（出典：循環型社会形成推進基本法）

第2節 施策の体系

基本方針『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』の実現に向けて、①廃棄物の排出抑制、②ごみ減量・リサイクルの推進、③ごみ処理システムの整備拡充、④環境保全意識の普及啓発の4項目を重点施策として位置付け、次の事項に留意しつつ、確実かつ体系的な計画の推進を図っていきます。

(留意事項)

- (1) 施策の体系に掲げる重点施策は、基本計画期間中に実施あるいは実施の検討をすべき施策ですが、具体的な施策の実施については、緊急度、費用対効果などの課題を整理し、更には市の財政状況についても勘案した上で、廃棄物減量等推進員代表者会議と協議し、実施計画において決定していくこととします。
- (2) 4項目の重点施策は、相互に関連する施策も多いことから、具体的な施策の実施に当たっては、この点に十分に配慮し、整合のとれた施策の展開を図っていくこととします。例えば、「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策は、ごみ減量対策としては、最も直接的で有効な施策ですが、「ごみ減量による還元制度の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策、「資源回収の拡充」施策、「生ごみリサイクル」施策との関連が考えられ、また不法投棄・不法焼却の増加につながることも懸念されることから、「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策の実施に当たっては、関連施策や不法投棄・不法焼却への影響を検証することが求められます。
- (3) 緊急度が高く、費用対効果に優れていると考えられる施策、又は市民に相当の努力が望まれる施策の具体的実施に当たっては、市民参加によるプロジェクトチーム又は専門委員会を設置し、検討することとします。

重点施策

排出抑制

・排出時の行方を製品など購入時から意識し、排出しない努力が必要
・多方面の協力により「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底が必要

- (1) 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底
- (2) ごみ減量による還元制度の見直し
- (3) 水切りの実施
 - 1) 個々で行える水切りの実践
 - 2) 水分減量方法のアイデア募集
 - 3) 水切り用具活用のためのモニター制度の検討
 - 4) 水切り啓発活動の実施
- (4) 食べ残し、調理くずの削減
- (5) 不要なダイレクトメールの拒否
- (6) 簡易包装の推奨
- (7) ノーレジ袋運動の推進

ごみ減量・リサイクルの推進

・ごみ処理の3Rに積極的に取組むことが必要
・修理して使用【Repair(リペア)】や、使用しないものは断る【Reject(リジェクト)】ことも必要

- (1) 生ごみのリサイクル
 - 1) 生ごみの分別回収・資源化(堆肥化)の早期実施
 - 2) コンポスト利用者との連携
 - 3) ダンボールコンポストの推進
 - 4) 家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大
 - 5) 学校給食における堆肥化の推進
 - 6) 事業所における堆肥化処理の推進
- (2) 紙ごみのリサイクル
 - 1) 紙ごみの分類調査の実施
 - 2) 公共施設への紙類回収箱の設置
 - 3) 使用済み紙おむつのリサイクル方法の検討
- (3) 可燃ごみ回収頻度の見直しの検討
- (4) 資源回収の拡充
 - 1) 民間回収(新聞店など)の活用
 - 2) ごみステーションでの資源回収の実施
 - 3) 資源回収品目の整理・見直し
- (5) プロジェクトチーム・専門委員会等の設置
- (6) 指定ごみ袋無料配布数の見直し
- (7) 持込みごみ処理手数料の改定
- (8) リサイクル展示場の利用促進
- (9) 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底
- (10) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化
 - 1) ごみの減量調査の実施
 - 2) 集団資源回収の拡大
 - 3) 廃棄物減量等推進員活動の支援・活性化
- (11) 資源回収業者の育成
- (12) 事業系ごみの排出指導

ごみ処理システムの整備・拡充

・ごみの現状を再検討し、処理システムの構築を図る
・新たな処理システムについて必要に応じて検討の場を設置

- (1) 新清掃工場の建設
- (2) 新不燃物処理施設の建設
- (3) 収集運搬体制の見直し
- (4) 公害防止対策の徹底
- (5) 堆肥センターの活用の推進
- (6) 生ごみ処理施設整備
 - 1) 堆肥化
 - 2) 乾燥
 - 3) 「微生物による生ごみ処理」などによる減容化
- (7) 焼却灰のリサイクル推進
- (8) 最終処分場の建設

環境保全意識の普及啓発

・市民、事業者、行政の三位一体によるごみの適正処理
・減量・リサイクルに関する施策の立案・実施

- (1) 環境教育の推進
 - 1) 学校給食の生ごみ堆肥化
 - 2) 環境美化を実践した児童・生徒への表彰制度などの設立
 - 3) 副読本の充実
- (2) 環境学習の推進
 - 1) 廃棄物減量等推進員と自治会との連携
 - 2) ごみ処理施設の見学会の実施
- (3) 啓発手法の多様化
 - 1) 広報・指導啓発の強化
 - 2) ホームページ・分別シートなどによる啓発
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 催事におけるごみの減量・リサイクルの実施
- (6) 緑化の推進(新清掃工場の壁面緑化等)
- (7) 自然エネルギーの活用(新清掃工場の太陽光発電等)
- (8) 市民、事業者、行政の3者の連携強化

第3節 重点施策

1. 排出抑制

(1) 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底

全世帯に配布している啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の記述内容の周知徹底を図り、市民、事業者の確実な実行を促進することは、本市においてごみ処理を行う上で最も重要であり、排出抑制効果が具体的な成果として現れる最も有効な方法です。

市としては、この啓発冊子については、廃棄物減量等推進員のみならず、自治会との連携を図りながら、地区座談会の実施や自治会回覧など、様々な機会を利用して周知徹底を図り、全市民による協働体制の構築を強力に推進していきます。

また、市報・市ホームページなどを利用して、ごみの分別方法や指定ごみ袋の使用などについても、引き続き周知徹底を図ります。

(2) ごみ減量による還元制度の見直し

排出抑制に努めた市民に対する指定ごみ袋の還元制度(未使用の引換券 10 枚と資源回収で集めた古紙を使用したトイレットペーパー(6 ロール)との交換)については、「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策との関連も考えられ、また不法投棄・不法焼却の増加につながることも懸念されることから、これらへの影響を検証した上で、制度の見直しを進めます。

(3) 水切りの実施

生ごみの水切りを進めることは、原点処理である排出源での減量につながり、大きな排出抑制効果が期待できます。そのためには、市民による取組が非常に重要です。

市民一人一人による水切りの実践が減量に効果的であることから、市としてはこれを積極的に PR していきます。その際、啓発活動の一環として、水分減量方法について、広く市民にアイデア募集を行ったり、市民各自による水切りへの実践効果の向上方法の一つの手法として、水切り用具活用のためのモニター制度の創設についても検討します。

(4) 食べ残し、調理くずの削減

家庭や学校において、食べ物の大切さやごみ問題などへの意識啓発を行い、食品廃棄物の発生抑制を目指していきます。

(5) 不要なダイレクトメールの拒否

ダイレクトメールは、本人の意思に関係なく送付されることから、不要なダイレクトメールの断り方などを紹介します。

(6) 簡易包装の推奨

家庭系ごみの中で大量に排出されている包装紙などの減量化を推進するために、事業者には、簡易包装商品などの導入による環境に配慮した取組を促します。また、市民に対しては、過剰包装の商品や使い捨ての商品をできるだけ買わないよう奨励します。

(7) ノーレジ袋運動の推進

レジ袋の削減は、簡単にできる環境に配慮した行動の一つであることから、事業者と連携しマイバッグ運動を奨励します。

2. ごみ減量・リサイクルの推進

(1) 生ごみのリサイクル

生ごみのリサイクルは、紙のリサイクルとともに、早期に実施すべき重要な施策であることから、以下の施策について、費用対効果を検証し、効果が期待できる施策を順次実施します。

1) 生ごみの分別回収・資源化（堆肥化）の早期実施

焼却対象ごみに占める割合の高い生ごみ（厨芥類）について、資源化（堆肥化）を目的とした分別回収の早期実施を目指します。

2) コンポスト利用者との連携

生ごみを堆肥化した製品（コンポスト）は、利用者による積極的かつ継続的な活用が不可欠であることから、リサイクルループ（生ごみの排出者、堆肥の生産者、堆肥による食物の生産者の3者間での循環する流れ）の構築を目指します。

3) ダンボールコンポストの推進

各家庭で簡単に実施でき、資源化の推進が期待できる家庭でのダンボールコンポストについて、普及啓発の推進を目指します。

4) 家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大

平成7年度より実施している「家庭用生ごみ堆肥化装置購入助成金制度」の更なる推進により生ごみ処理の普及拡大を図ることとし、その際、処理機種ごとに一部の家庭の協力を求め、生ごみの減量効果などを検証します。

また、水分削減とともに分解処理や乾燥処理により減量化した生ごみについては、有機野菜などとの交換制度などの検討を行い、資源化を前提とした更なる排出抑制を目指します。

5) 学校給食における堆肥化の推進

学校給食で生じた生ごみの堆肥化を推進し、環境教育の一環としても役立てます。

6) 事業所における堆肥化処理の推進

生ごみ排出事業者については、有効な減量化策として堆肥化処理に取り組むよう促します。

(2) 紙ごみのリサイクル

紙ごみのリサイクルは、生ごみのリサイクルと同様、以下の施策について、費用対効果を検証しながら、効果の高い施策を順次実施します。

1) 紙ごみの分類調査の実施

排出されている可燃ごみ中の紙ごみについては、更なる資源化を図るため、個人情報保護に十分に留意した上で、廃棄物減量等推進員を中心とした分類調査の実施を目指します。

2) 公共施設への紙類回収箱の設置

紙類の回収機会を増やすために、公共施設などへの紙類回収箱の設置を目指します。

3) 使用済み紙おむつのリサイクル方法の検討

本市では、高齢化が進行しており、可燃ごみとして排出される紙おむつも増加傾向にあると考えられることから、衛生面に十分留意しつつ、リサイクル方法を検討します。

(3) 可燃ごみ回収頻度の見直しの検討

生ごみ及び紙ごみの回収機会の増加に合わせて、可燃ごみの回収頻度の見直しについて検討します。

(4) 資源回収の拡充

資源回収の拡充策として、新聞販売店などが行っている民間回収を推奨していくとともに、ペットボトルのキャップなど新たな資源回収品目の追加や、ごみステーションでの紙類の回収など、ごみステーションを活用した資源回収の実施を目指します。また、入れ歯回収ボックスを設置して、不要となった金歯や入れ歯を回収します。

(5) プロジェクトチーム・専門委員会等の設置

基本計画による方針を受けて、具体的な個別施策の実施に向けた行動については、必要に応じて、プロジェクトチームや専門委員会を設置して、実効性のある施策の早期実施を図ります。

(6) 指定ごみ袋無料配布数の見直し

「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策は、最も直接的で有効なごみ減量施策ですが、「ごみ減量による還元制度の見直し」施策、「持込みごみ処理手数料の改定」施策、「資源回収の拡充」施策、「生ごみのリサイクル」施策との関連が考えられます。また不法投棄・不法焼却の増加につながることも懸念されることから、関連施策や不法投棄・不法焼却への影響を検証した上で、配布枚数の見直しを進めます。

(7) 持込みごみ処理手数料の改定

本市の持込みごみ処理手数料については、周辺自治体と比較して安価となっています。経済的インセンティブは、事業系ごみの減量効果が期待できることから、関連施策や不法投棄・不法焼却への影響を検証した上で、持込みごみについて処理手数料の見直しを検討します。

(8) リサイクル展示場の利用促進

リサイクル展示場への来場者が減少していることから、市民にリサイクル展示品のPRを含めた施設の周知徹底を図ります。また、新清掃工場についても、現在のリサイクル展示場の機能を持たせることを検討します。

(9) 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底

資源の分別と出し方については、廃棄物減量等推進員の協力の下に地区座談会などの開催を通じて「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底を図ります。

また、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」について、市民により分かりやすくするため今後も継続的に見直しを行い、様々な機会を利用して周知徹底を図ります。

(10) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化

廃棄物減量等推進員の活動を推進し、自治会などとの連携強化を図るため、ごみの減量調査の実施や、集団資源回収の拡大について検討していきます。

また、自治会などに対して、廃棄物減量等推進員活動の重要性を周知することで、推進員が活動しやすい環境を整えるとともに、推進員会議における研修や地区連絡会などにより、引き続き推進員の育成を図っていきます。

(11) 資源回収業者の育成

集団資源回収の継続発展のために、資源回収業者の支援・育成を図ります。

(12) 事業系ごみの排出指導

事業用大規模建築物の所有者へ届出を求めている「減量計画書」の提出率が低いことから、制度の見直しも含めて排出指導の徹底を図ります。中小事業所に対しては、市民、行政との3者の連携への積極的な協力を要請するとともに、施設搬入時における抜打ち展開検査などの実施についても検討を行います。

3. ごみ処理システムの整備・拡充

(1) 新清掃工場の建設

本市では、関宿クリーンセンターが平成26年7月で稼働停止することが決定しています。一方の野田市清掃工場は、順調に稼働しているものの、老朽化により、早晚建替えが必要な状況です。このような現況を踏まえ、経済的かつ効率的な処理を行うため、野田市清掃工場と関宿クリーンセンターの両者を一体整備する新清掃工場の早期稼働を目指します。

なお、新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境対策の徹底を図るとともに、緑化や自然エネルギーのモデル導入など、低炭素型社会づくりのための拠点としても位置付け、環境学習のセンター機能も備えた施設づくりを目指します。

また、建設候補地の選定に当たっては、野田市新清掃工場建設候補地選定審議会の答申に沿って、全市民の見地から選定することとします。

(2) 新不燃物処理施設の建設

現在、本市では、平成25年4月の稼働を目指して、市内目吹地先に新不燃物処理施設の建設を進めています。新施設では、選別ラインを2ラインに増やすなど、不燃ごみに含まれる資源物を効率的かつ経済的に選別し、資源化することが可能になります。

施設の建設に当たっては、周辺環境と、引き続き作業従事者となる知的障がい者の職場環境にも十分配慮します。

また、新不燃物処理施設の整備に合わせ、不燃ごみなどに混入しているペットボトル類などの資源物についても、市民・事業者の協力の下、分別排出を徹底することにより、積極的に資源化を推進していきます。

(3) 収集運搬体制の見直し

ごみの収集・運搬は、ごみステーション（集積所）方式を基本とし、直営又は委託により行うものとしますが、新不燃物処理施設及び新清掃工場の稼働に合わせて、効率的で適正な収集運搬体制の構築を図ります。

(4) 公害防止対策の徹底

施設運用時には、ダイオキシン類などの有害物質の発生を可能な限り低減させるため、厳正な運転管理を行い、公害防止対策の徹底を図ります。なお、大気質や騒音・振動・臭気、ダイオキシン類の測定結果及び施設の運転管理状況については、定期的に「野田市清掃工場等環境保全協議会」に報告するとともに市民に公表します。

(5) 堆肥センターの活用の推進

生産堆肥の需要市場の動向を踏まえ、現在の堆肥センターの活用を目指します。また、稲わらや竹などの堆肥化の検討を進めます。

(6) 生ごみ処理施設整備

生ごみの分別収集の実施に向けて、本市にとって最も効果的な生ごみの処理施設整備を目指すため、「堆肥化処理施設」や「乾燥施設」、更には「微生物による生ごみ処理施設」などについて比較検討を行い、最も効果的な施設整備を目指します。

(7) 焼却灰のリサイクル推進

現在、本市で推進している焼却灰の一部エコセメント化については、今後も有効利用の観点から継続して推進します。なお、焼却灰のスラグ化についても必要に応じて検討します。

(8) 最終処分場の建設

最終処分場は、自区内処理を完結させるためには必要な施設ですが、本市では、平成元年以降、他市の民間処分場に依存しています。

本市は、周囲を河川に囲まれ、優良農地が多く存在していることから、その確保が困難な状況となっておりますが、今後も引き続き確保に努めます。

4. 環境保全意識の普及啓発

(1) 環境教育の推進

未来を担う子どもたちの環境保全意識の高揚を図るため、副読本を充実させ、見えないところで自発的に環境美化を実践した児童・生徒の表彰を行い、子どもたちを発信源とした家庭、地域における環境美化意識の向上などを図ります。

また、子どもたちに環境保全の重要性を体感させるため、学校給食の生ごみ堆肥化や、新清掃工場などのごみ処理施設を拠点とした環境教育の実践を目指します。

(2) 環境学習の推進

最も身近な地域コミュニティの場である自治会を中心として環境保全意識の普及啓発を図るため、例えば、各自治会において廃棄物減量等推進員活動を自治会活動の一環として位置付けることを推奨するなど、廃棄物減量等推進員と自治会との連携強化を図るとともに、新清掃工場などのごみ処理施設を環境学習の拠点としても位置付け、見学会の実施などを進めます。

(3) 啓発手法の多様化

市報などを中心とした従来型の広報・指導啓発の強化を図るとともに、ホームページの活用、分別シートなどの作成・配布、製造メーカーや流通企業への働きかけなど、より多くの市民に環境保全意識の普及を図るため、啓発手法の多様化を進めます。

(4) グリーン購入の推進

市は、グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。また、再利用・資源化された製品の購入に努めます。

なお、事業者にも同様の取組を促していきます。

(5) 催事におけるごみの減量・リサイクルの実施

事業実施者との協議により、催事におけるごみの減量・リサイクルの実施を進めます。

(6) 緑化の推進（新清掃工場の壁面緑化等）

新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点として位置付けるため、壁面の緑化を推進します。

(7) 自然エネルギーの活用（新清掃工場の太陽光発電等）

自然エネルギーの活用を推進し、新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点とします。

(8) 市民、事業者、行政の3者の連携強化

基本方針である『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』を図るため、生ごみの堆肥化を実施しているスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の事業者との情報交換や協力ができるよう、定期的に市民、事業者、行政の3者が連携できる場を設定するなど、環境保全意識の共有化による3者の連携強化を進めます。

第4節 減量目標とごみ量の予測

1. 減量目標値の設定

減量目標値は、家庭系と事業系について個々に目標値を定めることとします。数値としては、人口変動に影響を受けない1人1日当たりの排出量を基準値としました。本市では、現在、新清掃工場の建設を計画しており、「安全・安心」な施設建設はもちろんですが、可能な限りの減量化施策の実施により、処理量の削減による施設規模の縮小を進めることとします。市民、事業者、行政が協働して実効性の高い施策に取り組むことによって、具体的な数値目標として、目標年度である平成33年度には基準年度である平成22年度に対して1人1日当たりの排出量の30%削減を目指します。

2. 減量目標に基づくごみ量の予測

減量目標値に基づく本市における家庭系ごみ、事業系ごみ量の推計値（排出源単位）は、次のように見込まれます。なお、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた総排出量、再生利用量、最終処分量は、表4-4-1に示すとおりです。また、表4-4-2及び図4-4-1は目標値を年度別に示したものです。

本市における将来ごみ排出量の目標

区 分	家庭系ごみ1人1日平均排出量 (家庭系ごみ排出量)		事業系ごみ1人1日平均排出量 (事業系ごみ排出量)	
	現状推移 g/人・日(t/年) 対平成22年度比	目標値 g/人・日(t/年) 対平成22年度比	現状推移 g/人・日(t/年) 対平成22年度比	目標値 g/人・日(t/年) 対平成22年度比
基準年度 (平成22年度)	419g/人・日 (24,030t/年)		220g/人・日 (12,609t/年)	
中間目標年度 (平成28年度)	398(22,794) 95%	351(20,098) 84%	212(12,122) 96%	184(10,546) 84%
目標年度 (平成33年度)	386(22,141) 92%	293(16,821) 70%	206(11,807) 94%	154(8,826) 70%

※集団資源回収、剪定枝等分は、含まず。

※家庭系排出量は収集量、事業系排出量は直接搬入量とした。

【削減目標の設定】

循環型社会形成推進基本計画の取組目標（平成12年度比で目標年度の平成27年度において平成12年度比20%以上削減）を参考としつつ、野田市において循環型社会を形成するには、これをさらに上回る削減目標を立てていく必要があるとの審議会議論の結果、市民の理解と協力を得ることを大前提に30%を削減目標とした。

事業系については、中小零細企業が多いため、単独でごみ減量の仕組みを作ることがなかなか困難であると思われることから、家庭系と同じように30%を目標とするのが望ましいとの審議会意見により設定した。

表 4-4-1 目標値に対する結果のまとめ

項目	平成 22 年度	平成 28 年度	平成 33 年度
総排出量	48,989t	41,898t (14.5%減少)	36,185t (26.1%減少)
可燃ごみ	30,517t	25,524t	21,362t
不燃ごみ	6,122t	5,120t	4,285t
集団資源回収	8,118t	6,646t	5,896t
剪定枝等	4,232t	4,608t	4,642t
再生利用量	12,742t	13,506t (6.0%増加)	12,423t (2.5%減少)
最終処分量	8,934t	5,548t (37.9%減少)	4,644t (48.0%減少)

注：（ ）内は、平成 22 年度比

※ 減量目標値（30%）は、可燃ごみと不燃ごみの合算量について設定

※ 再生利用量には、民間回収を含まない。

表 4-4-2 家庭系ごみ量及び事業系ごみの予測結果（t/年）

年度/区分	家庭系		事業系		合計	
	実績		実績		実績	
平成18年度	25,016		13,047		38,063	
平成19年度	24,427		13,098		37,525	
平成20年度	24,540		12,900		37,439	
平成21年度	24,278		12,954		37,232	
平成22年度	24,030		12,609		36,639	
年度/区分	現状推移	減量化	現状推移	減量化	現状推移	減量化
平成23年度	23,735	23,374	12,576	12,265	36,311	35,639
平成24年度	23,516	22,719	12,472	11,921	35,988	34,640
平成25年度	23,317	22,064	12,375	11,578	35,692	33,642
平成26年度	23,128	21,408	12,283	11,234	35,411	32,642
平成27年度	22,956	20,753	12,203	10,890	35,159	31,643
平成28年度	22,794	20,098	12,122	10,546	34,916	30,644
平成29年度	22,646	19,442	12,054	10,202	34,700	29,644
平成30年度	22,508	18,787	11,985	9,858	34,493	28,645
平成31年度	22,382	18,132	11,921	9,514	34,303	27,646
平成32年度	22,256	17,476	11,864	9,170	34,120	26,646
平成33年度	22,141	16,821	11,807	8,826	33,948	25,647

※資源物は除く

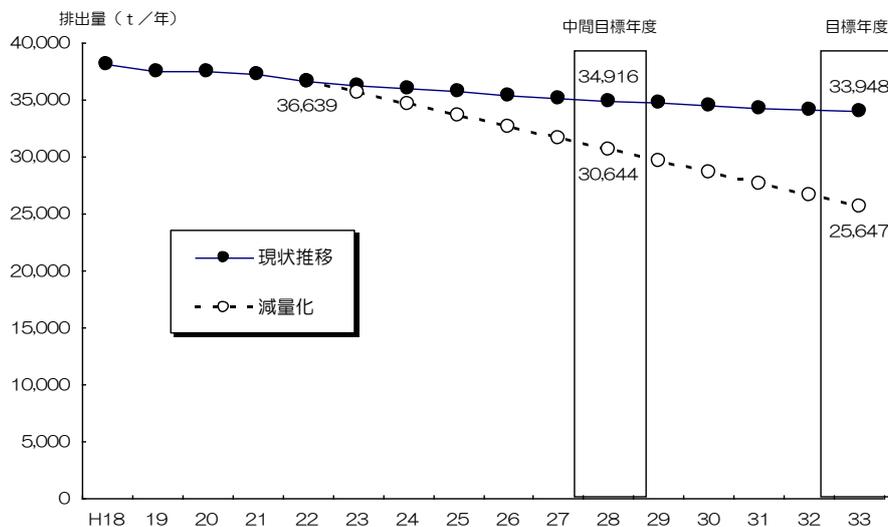


図 4-4-1 ごみ量(家庭系ごみ+事業系ごみ)の予測結果

第5章 計画策定に当たっての留意事項

第1節 施策の実施体制

1. 市民・事業者・行政のパートナーシップの構築

本計画の確実な推進のためには、基本方針に掲げる市民・事業者・行政の協働が不可欠です。このため、市民・事業者・行政のパートナーシップの構築に向けた体制の整備を、早急に確立します。

2. 他の自治体との連携による広域支援体制

災害等の緊急時や大規模改修においても廃棄物の適正処理を継続するために、本市では、周辺の自治体と協定を締結し相互協力体制を確立していますが、更に広域的災害に備えた新たな広域支援体制の構築に努めます。

3. 災害対策体制の確立

国においては、災害対策基本法に基づき、新たに震災廃棄物対策指針の策定を予定しており、東日本大震災を踏まえた震災廃棄物処理計画の見直しが急務となっています。

千葉県では、今回の災害での事例や被災市町村で生じた具体的な課題などを整理し、災害廃棄物処理や事務の執行が円滑に行えるよう「千葉県市町村震災廃棄物処理計画指針」の見直しを予定しています。

このような状況を踏まえ、本市においても、災害対策体制を確立し、具体的かつ実践的な実効性のある災害廃棄物処理計画を策定します。

4. 環境マネジメントシステムの導入

環境保全への取組を、市民、事業者にも率先垂範するため、例えば環境省が認証するエコアクション21*などの認証・登録を進めます。

第2節 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化防止のためには、温室効果ガス排出量の削減が必要となることから、可能な限りごみ減量を進めることで、焼却施設のコンパクト化を図るとともに、環境負荷の低減と資源の効率的な回収に努め、自然環境及び地球温暖化防止に配慮したごみ処理システムを構築します。

* エコアクション21は、全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組を行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。エコアクション21ガイドラインに基づき、取組を行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、エコアクション21認証・登録制度です。